

# 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

## 1 入所判定対象者

入所判定の対象となる者は、原則、要介護3から要介護5と認定された者。

## 2 入所申込の方法及び入所を決定する基準等

### (1) 入所申込の方法

ア 施設への入所申込は、次の書類を添付し、入所申込者本人又は本人の意思を確認した家族が直接申込む。

- ① 「入所申込書」(別紙様式1)
- ② 「調査票」(別紙様式2)  
(※②については、原則介護支援専門員、病院・施設の相談員等が作成する)
- ③ 被保険者証の写し
- ④ サービス利用票及びサービス利用票別表の写し(直近3ヵ月分)  
(※④については、サービス利用のない者は不要)

### (2) 入所を判定するための基準

- ア 要介護度
- イ 介護者の状況
- ウ 在宅サービスの利用状況、利用率
- エ 老健、病院等の入所・入院の期間
- オ その他の事項
- ・認知症等により、常時介護が必要な場合
  - ・住環境が介護に適さない場合
  - ・経済的な理由等により在宅生活が困難な状況にある場合
  - ・その他、特段の理由があると認められる場合

※入所申込時以降に、要介護度・介護状況等に変化があった場合は、その都度連絡すること。

## 3 入所判定対象者の特例とその手続

### (1) 入所判定対象者の特例

要介護1又は2と認定された者であって、在宅生活が困難なことについてやむを得ない事情があると、庄原市の了解のもと、施設が判断し、施設以外での生活が著しく困難であると認められる者。

なお、在宅生活が困難なやむを得ない事由については、次の事情を考慮するものとする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2) 要介護1又は2の入所申込者の特例的な施設への入所が認められる場合の手続き

- ア 施設は、入所申込者に対して、在宅生活が困難なやむを得ない事由など必要な情報について、入所申込書への記載を求める。
- イ 施設は、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、庄原市に対して意見を求める。
- ウ 施設は、庄原市からの意見があった場合は、当該意見の内容も踏まえ、特例入所の必要性を判断する。

令和3年4月1日

特別養護老人ホーム 愛善苑